

就学援助制度のお知らせ

援助を受けることができる方

就学費用の援助を受けることができるのは、次のいずれかの要件に該当する世帯です。

◎要保護

保護者が生活保護を受けている世帯であること

◎準要保護

- ・生活保護が停止、または廃止になった世帯
- ・市民税または個人事業税が非課税、または減免されている世帯
- ・固定資産税が減免されている世帯
- ・国民年金の掛金の減免を受けている世帯
- ・国民健康保険税の減免を受けている世帯
- ・児童扶養手当を受給している世帯
- ・生活福祉資金を借りている世帯
- ・上記以外に生活保護に準ずる程度に困窮していると認められる世帯
(世帯の控除額を引いた年間所得が生活保護基準の1.3倍未満の場合)

※生計を共にする世帯員の所得によっては認定とならない場合があります。

援助される項目

学用品費、新入学用品費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費、クラブ活動費、PTA 会費、児童生徒会費、オンライン学習通信費、医療費等

申請先

各学校へ提出してください。申請は児童生徒一人につき1枚で、毎年必要になります。(申請書は各学校にあります。提出は各学校の指定する期日までにお願いします。)なお、兄弟姉妹が小学校、中学校に通学している場合は、それぞれの学校に申請が必要です。

※申請しても上記の要件に該当しない場合は、非該当となり援助を受けられません。また、年度の途中に要件に該当しなくなった場合も認定を取り消し、援助を停止します。

問い合わせ先

各学校 または市教育委員会学校教育課 TEL55-2111 内線 325